

# 大分県報

令和五年  
第三九〇号  
三月十日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 一 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………
- 二 土地改良区の定款変更認可……………
- 三 保安林の指定……………
- 三 指定予定保安林（三件）……………
- 三 選挙管理委員会告示
- 四 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………
- 四 公 告
- 五 開発行為の完了……………

### 〇 告 示

#### 大分県告示第百七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。  
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
令和五年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
佐伯市大字狩生  
前田建設工業・管組・谷川建設工業 特定建設工事共同企業体  
所長 菅 家 誉 紀
- 特定事業場の所在地及び名称  
佐伯市大字狩生二千六百四十七―一  
国道二百十七号 西幡トンネル工事作業場
- 設置される特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量		汚 染 状 態 の 値										
							単 位	通 常 の 値	単 位	通 常 の 値	最 大 の 値	最 大 の 値	項 目	単 位					
パッチャープラント	二五m <sup>3</sup> /時	許可後	許可後	許可後	間欠	なし	m <sup>3</sup> /日	二〇	m <sup>3</sup> /L	一一	mg/L	七・五	mg/L	七・五	mg/L	二、〇〇〇	mg/L	一〇	

室素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	4 汚水等の処理の方法								
						単位	単位												りん含有量	mg/L							
一〇	二、〇〇〇	七・五	七・五	一一	処理前	通常の値	二四五	なし	二四時間	連続	許可後	許可後	許可後	縦一五・五m×横七・九m×高さ五・八m	鉄骨及び鋼板製	三〇m <sup>3</sup> /時	凝集沈降、炭酸ガス中和、加圧脱水	濁水処理設備	一	一・五							
一〇	一五	七・五	七・五	五・八 〜 八・六	処理後	最大の値	二四五																				
一五	三、〇〇〇	一〇	一〇	一一	処理前	最大の値	七二〇																				
一五	二〇	一〇	一〇	五・八 〜 八・六	処理後	最大の値	七二〇																				
<p>元治水井路土地改良区</p> <p>由布市</p> <p>令五・二・二三</p> <p>土地改良区名</p> <p>所在地</p> <p>認可年月日</p> <p>大分県知事 広瀬 勝貞</p> <p>大分県告示第百八号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。</p> <p>令和五年三月十日</p> <p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間</p> <p>令和五年三月十日から同月三十一日まで</p> <p>2 縦覧場所</p> <p>大分県生活環境部環境保全課及び佐伯市役所</p> <p>③排水口</p>																				5 排水の量及び汚染状態の値		りん含有量	mg/L	一・〇	一・〇	一・五	一・五
																				排出水の量及び汚染状態の値		りん含有量	mg/L	一・〇	一・〇	一・五	一・五
<p>汚水等の状態の値</p> <p>項目</p> <p>水素イオン濃度</p> <p>生物化学的酸素要求量</p> <p>化学的酸素要求量</p> <p>浮遊物質</p> <p>室素含有量</p> <p>りん含有量</p> <p>単位</p> <p>mg/L</p> <p>mg/L</p> <p>mg/L</p> <p>mg/L</p> <p>mg/L</p> <p>mg/L</p> <p>単位</p> <p>通常</p> <p>最大の値</p> <p>五・八〜八・六</p> <p>七・五</p> <p>一〇</p> <p>一〇</p> <p>一五</p> <p>一〇</p> <p>一・〇</p> <p>二四五</p> <p>七二〇</p> <p>五・八〜八・六</p> <p>七・五</p> <p>一〇</p> <p>一〇</p> <p>一五</p> <p>一・〇</p> <p>一・五</p>																											

大分県告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和五年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

国東市武蔵町狭間字馬場越一二九七番（次の図に示す部分に限る。）、一三〇一番から一三〇三番まで、一三〇八番、一三〇九番、一三一一番、一三二六番、一三二七番一、一三二七番二、一三二八番一、一三二八番二、一三二九番、一三三〇番三、一三三〇番四、一三三二番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和五年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

国東市安岐町両字両子山一五五九番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字両子山一五五九番（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市耶馬溪町大字福土字上ノ田三一三番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県

北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

由布市湯布院町中川字御霊九〇九番一（次の図に示す部分に限る。）、字古殿八八二番、八八三番、字御霊九一九番、九二六番、字平ノ山一三八五番四、一三八五番九、一三八五番一〇、一三八六番、一三八八番一〇、一三八八番一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字古殿八八二番・八八三番・字御霊九〇九番一・九二六番・字平ノ山一三八五番九・一三八五番一〇・一三八八番一〇・一三八八番一一（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八

十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による令和五年三月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年三月十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、九一二人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二一八、一九八人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三三、一八三人
別府市	三一、五七〇人
中津市	二二、六六六人
日田市	一七、五〇一人
佐伯市	一九、四二二人
臼杵市	一〇、五一一人
津久見市	四、七一九人

竹田市	五、八四一人
豊後高田市	六、一五〇人
杵築市	七、八五八人
宇佐市	一五、〇三一人
豊後大野市	九、七二〇人
由布市	九、三五八人
国東市・姫島村	八、二一一人
日出町	七、七九九人
九重町・玖珠町	六、六六〇人

## ○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和五年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字大新田字七番通三百三十一番一、三百三十一番四、三百三十一番五及び三百三十一番六並びに三百三十一番一、三百三十一番四、三百三十一番五及び三百三十一番六の各地先水路並びに字八番通三百三十五番一、三百三十五番三及び三百三十五番四

### 二 開発区域の面積

一万五千七百八十三・五三平方メートル

### 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市城崎二丁目三番三十二号  
大分県土地開発公社

理事長 山 本 修 司

### 四 完了検査年月日

令和五年一月十日

令和五年三月十日

大分県報（選管委告示・公告）